

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 14    | 健康管理に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾川町は、健康管理事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県綾川町長

## 公表日

令和4年3月4日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 健康管理に関する事務   |
| ②事務の概要   | <p>綾川町では、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、母子保健法及び予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健(検)診および予防接種の健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理等に関する事務を行う。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、肺がん検診や子宮頸がん検診、特定健診などの検診受診対象者に対する通知書発行</li><li>②母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</li><li>③予防接種法に基づき、定期の予防接種の実施及び結果の管理等を行う。予防接種対象者に対する通知書発行。被接種者自己負担金の減免。</li><li>④各健(検)診及び予防接種の健(検)診結果および予防接種結果等の蓄積</li><li>⑤各健(検)診及び予防接種の未受診、未接種者の把握及び通知書等発行</li><li>⑥特定健診結果に基づき特定保健指導の実施および管理</li><li>⑦新型インフルエンザの予防接種</li></ol> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul> |
| ③システムの名称   | <ol style="list-style-type: none"><li>1 健康管理システム</li><li>2 団体内統合宛名</li><li>3 中間サーバー</li><li>4 ワクチン接種記録システム(VRS)</li></ol>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1)宛名特定個人情報ファイル</li><li>(2)個人番号情報テーブル(健康管理システム内)</li></ol> |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |

|        |  |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第9条第1項(利用範囲)</li><li>・別表第一 第10, 49, 76, 93の2の項</li></ul> <p>(2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第10, 40, 54条</li></ul> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul> |
|--------|--|

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
|--------------------------|---|
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>(1) 番号法<br/>           ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br/>           ・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87, 102の2の項<br/>           (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項)<br/>           (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項)</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44, 50条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法<br/>           ・第19条第8号<br/>           ・別表第二 第16の2, 第17, 18, 19, 102の2の項<br/>           (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項)<br/>           (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務9)に「健康増進法」が含まれる項)<br/>           第69の2第70の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項)<br/>           第115の2(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項)</p> <p>(2) 別表第二省令 第13, 39, 50条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 健康福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 健康福祉課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 健康福祉課   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年8月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年8月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない                            |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                      | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                      |
|------------|---|---|---|------|--------------------------------|
| 令和1年6月3日   | 様式の変更                                   | —   | 「IV リスク対策」を追加   | 事後   |                                |
| 令和2年12月25日 | 対象人数(時点)                                | 平成27年4月1日   | 令和2年4月1日  | 事後   |                                |
| 令和2年12月25日 | 取扱者数(時点)                                | 平成27年4月1日   | 令和2年4月1日  | 事後   |                                |
| 令和2年12月25日 | 特定個人情報保護評価に関する規則第15条等に基づく特定個人情報保護評価の再実施 |   |   | 事前   |                                |
| 令和3年3月5日   | 3. 個人番号の利用                              | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条第1項(利用範囲)<br>・別表第一 第10, 49, 76の項<br>(2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)<br>・第10, 40, 54条 | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条第1項(利用範囲)<br>・別表第一 第10, 49, 76, 93の2の項<br>(2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)<br>・第10, 40, 54条 | 事前   |                                |
| 令和3年3月5日   | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                    | —   | ⑦ 新型コロナウイルスの予防接種  | 事前   |                                |
| 令和3年8月13日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                    | —   | VRS及び接種証明書交付について追記  | 事後   |                                |
| 令和3年8月13日  | 3. 個人番号の利用                              | —   | VRS及び接種証明書交付について追記  | 事後   |                                |
| 令和3年8月13日  | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠     | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)   | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)   | 事前   | 令和3年9月1日付の番号法改正                |
| 令和3年12月15日 | 3. 個人番号の利用                              | (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>・番号法第19条第5号(委託先への提供)   | (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>・番号法第19条第6号(委託先への提供)   | 事前   | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に係る見直し |

| 変更日       | 項目                                  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                            |
|-----------|-------------------------------------|--|---|------|--------------------------------------|
| 令和4年2月18日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | (1) 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>・別表第二 第26, 56の2, 87の項   | (1) 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87の項  | 事前   | 令和4年6月改版による特定個人情報84番の連携開始のため         |
| 令和4年3月4日  | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】<br>(1) 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87の項<br>(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項)<br>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44条<br><br>【情報照会の根拠】<br>(1) 番号法<br>・第19条第8号<br>・別表第二 第16の2, 第17, 18, 19の項<br>(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項)<br>第69の2第70の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項)<br>第115の2(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項)<br><br>(2) 別表第二省令 第13, 39条 | 【情報提供の根拠】<br>(1) 番号法<br>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87, 102の2の項<br>(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項)<br>(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項)<br>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44, 50条<br><br>【情報照会の根拠】<br>(1) 番号法<br>・第19条第8号<br>・別表第二 第16の2, 第17, 18, 19, 102の2の項<br>(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項)<br>(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)9に「健康増進法」が含まれる項)<br>第69の2第70の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項)<br>第115の2(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項)<br><br>(2) 別表第二省令 第13, 39, 50条 | 事前   | 令和4年6月改版による「健康増進事業の実施に関する事務」の連携開始のため |